

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第4回）

日 時：平成31年3月15日（金）13：00～15：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席者：

出席者：

【委員】渡部座長、久貝委員、近藤委員、杉光委員、高倉委員、長澤委員、土生委員、林委員、原山委員、宮島委員、山田委員、渡邊委員、浅井委員代理、阿部委員代理、吉村委員代理

【各省等】公正取引委員会 平塚課長
金融庁 日下室長
特許庁 川上室長
特許庁 久保田室長

【事務局】住田局長、川嶋次長、中野参事官、仁科参事官

1. 開会

2. 「知的財産推進計画2018」各施策に関する関係府省の主な取組状況

- (1) デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進
- (2) 経営デザインシート、知財のビジネス上の価値評価
- (3) オープンイノベーションの加速
- (4) 意見募集結果を受けての検討

3. 意見交換

4. 閉会

○渡部座長 委員の皆様おそろいですので、ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野）」の第4回を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、「知的財産推進計画2018」の施策のうち、「デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進」、「経営デザインシート、知財のビジネス上の価値評価」、「オープンイノベーションの加速」の3つについて御検討いただきたいと思っております。先に行われました意見募集結果を受けて、その後、議論を行うということにしております。

なお、本日は、相澤委員、梶原委員、五神委員、山本委員につきましては、所用のため、御欠席と伺っております。

また、江村委員の代理として、浅井様に、小林委員の代理として、阿部様に、日覺委員の代理として、吉村様に御出席いただいております。

委員会開催に先立ち、住田局長から御挨拶をいただければと思います。

○住田局長 皆さん、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。

最近は知的財産の関係のニュースが非常に多くて、著作権も含めてですが、いろいろなニュースがございまして、国民的な関心も高まっているということではないかなと思います。

きょう御議論いただくのは、ある意味、企業におけるイノベーション、企業が主役になるといいますか、そういうイノベーションをどうやって加速していくのかということに関連するテーマをいろいろと御議論いただきたいなと思います。まさにこのイノベーションがしっかりできるかどうかということがこれからの我が国を左右するということでございますので、どうか忌憚のない御意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○渡部座長 住田局長、ありがとうございました。

なお、住田局長は、用務のため、中座をされる予定と伺っております。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○仁科参事官 担当参事官の仁科でございます。

前回の会合では資料で大変皆様に御迷惑をおかけしましたので、今回は十分に確認させていただいたつもりでございます。

クリップどめを外していただきまして、上から議事次第、座席表、委員名簿、資料1、資料2-1、資料2-2が事務局資料でございます。

資料3-1から3-6が各省庁説明資料でございます。

参考資料1から3が私ども事務局からの参考資料、参考資料4が特許庁提出資料、参考資料5が経産省提出資料、参考資料6が同じく経産省提出資料、参考資料7が中小企業庁提出資料、参考資料8が内閣府と経産省共同での提出資料になります。さらに、参考資料9が内閣府提出資料になっております。参考資料10までございまして、こちら、経産省の提出資料となっております。

また、参考資料3としまして、お手元に推進計画2018の冊子を配付してございますが、毎回同じお願いで恐縮でございますけれども、この冊子はお持ち帰りなさらず、机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

今回は、不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、「知的財産推進計画2018の取組状況の検証」に移らせていただきます。本日起り上げる項目及び論点について事務局から御説明をお願いいたします。

○仁科参事官 まず、資料1のほうを御参照ください。本年度の検証・評価・企画委員会のスケジュールを書いております。

本日は第4回でございまして、先ほど渡部座長から御紹介いただきました議題を取り扱います。第5回につきましては4月中旬に開催を予定しておりまして、産業財産権分野とコンテンツ分野との合同で、データ等の新たな情報財につきまして御検討いただく予定でございます。また、第6回は4月の下旬から5月の下旬で調整させていただき、推進計画2019の素案について御審議いただく予定でございます。

続きまして、資料2-1をごらんください。本日起り扱います議題の論点をまとめたものでございます。まず最初の議題でございますけれども、「デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進」でございます。

(1)に推進計画2018の記載を引用してございまして、デザイン経営に資する制度の整備という観点から、意匠制度をはじめほかの知的財産制度のあり方について検討し、法改正を含めた必要な措置を講ずるという形に記載されております。

(2)欄には、こちらの委員会の皆様からいただいた御意見、または有識者の方からいただきました御意見を記載しております。まず最初の御意見が、意匠の法改正、これにより保護範囲の拡大が行われますが、これを歓迎するという御意見。その一方で、権利範囲が広がるため、審査を慎重にしてほしい、あるいは審査官の育成を十分に担保する必要があるという御意見。その次が産業財産権に係る制度の議論を行う場合には、産業界の意見も踏まえて十分な議論をしていただきたいという御意見でございます。

この1番目の議題に関連しまして、事務局で想定している論点を下の枠囲いを書いてございます。まず1つ目が、改正が予定されております産業財産権法を適切に運用する観点から取り組むべき事項は何か、2番目が、デザインやブランドを活用して新たな価値を生み出すことができるようにする観点から、取り組むべき事項は何かというものでございます。

ページをめくっていただきまして、2番目の議題、「経営デザインシートと知財のビジネス上の価値評価」でございます。こちらにつきましては中小企業の論点を扱いました際にも一部扱っておりますけれども、これを特出ししまして今回扱うものでございます。推進計画2018上におきましては、金融庁の取組としまして、金融機関における事業性評価が

より一層進むよう、金融機関と対話を実施するですとか、あるいはその際に経営デザインシートの考え方の周知に取り組むというのがございます。また、私どもの取組としまして、経営デザインシートの普及啓発に取り組むというのが記載されております。

(2) 欄にいただいております御意見をまとめてございます。上のほうから、特許庁が試行的に実施しております特許情報を利用したマッチングレポート、これを経営デザインシートと一緒にやるのが効果的ではないかという御意見。次は、経営デザインシートの事例の公表が必要だという御意見。その次は、この経営デザインシートを作成するに当たっては、自社のことを理解しているアドバイザーが必要ではないかという御意見。また、経営デザインシートのライトバージョンが必要ではないかという御意見もいただいております。

また、金融機関に対しましては、金融機関の方がよく集まる機会にこの経営デザインシートはPRしてほしいですとか、事例の積み上げの必要性、また金融庁ですとか財政当局の皆様様の御理解を得るような取組が必要ではないかという御意見をいただいております。

また、普及に関連しまして、知財総合支援窓口ですとか、あるいは弁理士会さんの地方の組織をうまく使いながら普及していくべきではないかという御意見、また表彰制度を設けてはどうかというような御意見もいただいております。

この議題に関しまして事務局で想定しています論点を下の枠囲いに記載してございます。「経営デザインシート」を含めユーザー目線でビジネスやサービスを構想していく「デザイン思考」を経営に浸透させる観点から何に取り組むべきか。2番目が、金融機関において知財のビジネス価値評価が適切に行われ、取引先企業の企業価値の向上に資する支援が行えるようにするためにはどうしたらいいかというものでございます。

続いて3ページ目でございます。「オープンイノベーションの加速」という議題でございます。こちらも(1)欄に記載のように、推進計画2018にはこの検証・評価・企画委員会の下部組織としましてタスクフォースを設置し、オープンイノベーションの社会実装について検討することが記載されております。また、SDGsに向けての課題解決に資するシーズとニーズをマッチングさせるような知的資産プラットフォームの構築に向けた検討を進めること、また、下請法の周知を図るとともに、下請法違反事案があれば厳正に対処するということが記載されてございます。

これに関連する御意見としまして、(2)欄に掲載してございます。まず、オープンイノベーションに関連しまして、今の時代のオープンイノベーションは何かという議論をすべきであるというもの。また、目指すべき社会像ですとか、オープンイノベーション像の射程を明らかにすべきだという御意見。さらに、オープンイノベーションが進展しないその原因について、本質的な原因に迫る検討の必要があるのではないかという御意見。また、オープンイノベーションに取り組む個人につきまして、主体性みたいなものが必要ではないかという御意見。

SDGsのプラットフォームに関連しましては、このプラットフォームは有意義であるとい

う御意見をいただきました一方で、プラットフォームに参加するインセンティブ設計が重要ではないかという御意見もいただいておりますし、また、このプラットフォームの運営者がどのようにマネタイズできるかというところも念頭に置きながら議論を進めてほしいという御意見もいただいております。また、知財の分野における競争政策の観点からの検討も行うことが必要ではないかという御意見もいただいております。

この議題に関しまして事務局で想定しています論点、4つまとめてございまして、まず最初の項目ですが、これは後ほど事務局から御紹介しますけれども、実質的なオープンイノベーションの実施に向けた検討の結果を社会に浸透させていくためにはどういう取組が必要かというもの。その次が、SDGsプラットフォームに関しましてどういったインセンティブ設計が必要かというもの。また、これを民間の取組に移行させるためにはどういった課題があるかというもの。最後は、その競争政策の観点から知財戦略として検討すべきものは何かというものを挙げさせていただいております。

私の説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、「デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進」につきまして、まず特許庁から説明をいただいた後、意見交換をさせていただきます。特許庁から説明をお願いいたします。

○久保田室長 特許庁意匠制度企画室長の久保田と申します。よろしくをお願いいたします。資料3-1に沿って、簡単ではございますが、説明させていただきます。

まず、推進計画に掲げられておりますデザイン経営の先行事例集の作成についての実施状況となります。次ページを早速ごらんください。

特許庁と経済産業省は産業競争力とデザインを考える研究会を昨年度7月に設置しまして、デザインによる我が国企業の競争力強化のための対応策について検討を進め、今年度5月に、同研究会の報告書、デザイン経営宣言をとりまとめ、公表いたしました。

この報告書は、報告書本体である「『デザイン経営』宣言」「別紙 産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」「別冊『デザイン経営』の先行事例」により構成されております。次ページをごらんください。

別冊「『デザイン経営』の先行事例」は、国内外の企業におけるデザイン経営の具体的な取組を記したものになります。ごらんのスライドの左側に列挙されている項目ごとに各企業の取組を記載しております。

次に、推進計画に掲げられておりますデザイン経営の普及啓発の実施状況について御説明いたします。次ページをごらんください。

ごらんの日中韓デザインフォーラムは、日中韓の各国特許庁が毎年持ち回りで開催する意匠保護制度の普及啓発のためのイベントとなっております。今年度、東京で開催した第9回フォーラムでは、日中韓のデザイン経営企業による講演やパネルディスカッションを実施するなど、デザイン経営にもフォーカスを当てて、デザイン経営の普及啓発を行いま

した。次ページをごらんください。

特許庁は、デザイン専門誌やビジネス誌など多くのメディアに記事を掲載していただいたり、デザイン経営をテーマとしたトークイベントに登壇させていただくなどして、デザイン経営の普及啓発を実施してまいりました。次ページをごらんください。

企業などはデザイン経営を推進するために、事業課題を創造的に解決することができる高度デザイン人材を求めておりますが、日本国内においてはその育成が十分にできていないという実態がございます。

そこで、経済産業省では、高度デザイン人材育成の在り方についての調査研究を実施し、産業界や大学などにおいて高度デザイン人材を育成するためのガイドラインを作成して、公表する予定となっております。

最後に、デザイン経営を奨励する方策についての検討の実施状況について説明いたします。次ページをごらんください。

特許庁では、デザイン経営を奨励する施策として知財功労賞の表彰について検討を進めてまいりました。知財功労賞は、知的財産権制度の発展などに貢献した個人や、制度を有効に活用した企業等に対して、経済産業大臣賞や特許庁長官表彰を行うものです。

2019年度からは、すぐれたデザインを生み出し、知的創造サイクルの実践に寄与した人材、それから、デザイン経営を確立し、知的創造サイクルの実践に寄与した企業に対して知財功労賞を表彰することといたしました。

以上、説明を終わります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、川上室長、お願いします。

○川上室長 特許庁制度審議室長の川上でございます。

お手元の資料3-2に基づきまして、先般国会に提出させていただきました特許法等の一部改正法案について御説明させていただきたいと思っております。

今回の法案は大きく2つの柱がございます。1つは特許訴訟制度の充実、それからもう一つの柱が意匠制度の充実でございます。

まず、左側の特許訴訟制度の充実でございますけれども、最初に特許侵害の特殊性について簡単にまとめさせていただいております。特許というのは公開されますので侵害が容易である。それから、証拠が侵害者側に偏在しているということで立証が困難であるということ。それから、刑事事件の起訴というのがなかなか困難であるということで侵害を抑制しにくい、こういった特徴がございますことから、侵害した者勝ちにならないような配慮が必要ということで、今回、証拠収集、それから損害賠償の算定について見直しを行うこととしております。

まず、証拠収集につきましては、これは裁判所が選定いたしました専門家が現地で調査をする、いわゆる査証という制度を創設することとしております。この査証という制度は、製品を分解してもわからないような侵害について有効であると考えておりまして、特に製

造方法の特許ですね。こういった侵害については、やはり現地で証拠収集するというところで侵害の立証がより容易になるのではないかと考えております。

他方で、この制度が濫用されないようにということで要件は厳格に設定することとしておりまして、その必要性と、それから特許権侵害の蓋然性、そして、他の手段では証拠が集まらないという補充性の要件、それから、相手方の負担が過度にならないという相当性の要件ということで厳格な要件を設けることとしております。

それから、この制度を通じて営業秘密が漏えいすることがないようにということで、秘密保護の仕組みというのをしっかり整備したいと思っております。例えば専門家の選定におきましても、その異議申し立てができるようにする。それから、この専門家が報告書を書くわけですけれども、その中に秘密情報が含まれていれば、それは黒塗りできるような制度にするということ。それから、専門家が秘密を漏えいすれば刑事罰がかかるというようなことで、秘密保護をしっかり担保するような仕組みとしております。

それから損害賠償につきましても、これは従来でありますと権利者の生産・販売能力の範囲内で賠償額が認められてきたわけでございますけれども、それを超える部分についてもライセンス料相当額の算定を認めるといったことですね。それから、ライセンス料相当額の算定におきましても、特許が有効であって、侵害されたということが裁判で認定されたことを考慮できるということ条文中明記したいと考えております。

それから、右側の意匠制度の拡充でございますけれども、1つは、画像の意匠の保護対象を拡充したいと考えております。従来は物品に記録されていて、それから物品に表示されている、こういった画像が保護の対象であったわけですけれども、例えばネットワークを通じて提供されるような画像であったり、それから、物品以外に投影されるような画像についても保護対象にしたいと考えております。

建設物の外観、内装デザインについても今般保護できるようにすることを考えております。

それから、関連意匠制度につきましても、これも長期にわたって一貫したコンセプトに基づいて開発されたデザインの保護を可能とするということで、本意匠の出願から10年以内であれば、この関連意匠の登録ができるようにする。それから、関連意匠にのみ類似する意匠であっても、関連意匠として登録できるようにする。こういった見直しを考えております。

その他ということで、意匠権の存続期間につきましても登録日から20年というのを出願日から25年にするといったことですか、それから、複数の意匠を一括して出願できる制度の導入、それから、模倣品対策ということで、間接侵害の範囲を広げるといったことも考えております。

それから、最後に商標制度の見直しというところでございますけれども、自治体とか大学が自分を表示する著名な商標について、これまではそういったところは自分で商標をとって、それを使うことができたわけですけれども、それを他人にライセンスできなかった

ところ、こうした商標もライセンスできるようにするといったことも考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。できるだけ多くの委員の方に御発言いただきますよう、毎回ですけれども、1回当たりの御発言時間は2分以内とさせていただければと思います。大変恐縮でございますが、1分半で1回、2分で2回ベルを鳴らせていただきます。それでは、御意見のある方は名札をお立ていただければと思います。

長澤委員から。

○長澤委員 ありがとうございます。

私は意匠小委員会ではなく審査品質管理小委員会のほうに参加させていただき、そこでも若干申し上げたのですが、今回の意匠法改正というのは保護範囲が非常に広がったと理解しています。画像については物品に紐付かなくなったため、さまざまところにディスプレイされる画像も意匠権となり、何かを象徴している画像、いわゆる著作権に近いものや商標に近いものも出てくる可能性があります。どの程度の画像にどのような権利を与えるかということが非常に重要になってくると思っています。

保護範囲が広がったこと自体はある意味歓迎できる側面もある一方で、保護範囲が広がることによって権利が乱発され、それが濫用される危惧というのも同様に発生します。そのため、産業界の中でも歓迎する側と危惧している側と両方の意見があるということを感じていただきたいと思います。

そして、審査官の数が今の数だと結構厳しいだろうということが予想されており、肌感覚でいくと出願数は激増するであろうと思っています。なぜかという、どういものが権利になるかわからない中で、我々も出願しておこうという決定の基準を下げるのが予想されるからです。現状の審査官の数でいくと、かなり短い期間に審査しなければいけないため、ガイドラインや審査基準みたいなものを早期に整備していただきたいと思います。審査官の数も、法が施行されて出願数が増えないと増やせないのだと思いますが、あらかじめそういう手当て、準備をしていただければありがたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、渡邊委員。

○渡邊委員 ありがとうございます。

特許法の改正についてですけれども、損害賠償については、いわゆる「やり得」を抑えることができるという点で評価させていただきます。

それから、査証制度ですが、侵害被疑者のほうが侵害に関する情報は圧倒的に持っている、これを出させやすくする点、それから、これが伝家の宝刀という形で書類提出命令の効果が上がるという、それが期待される点で評価できるのですが、これは濫用されますと過剰に秘密が漏れてしまうという側面もありますので、情報を収集するという点と秘密の保護という点のバランスをとっていただきたいと思います。

それから、意匠制度ですが、これはネット社会の拡大とか、それからグローバル化に対応するものであろうということで評価させていただいているのですが、新しい保護対象はかなりいっぱい入ってきます。例えば室内の配置とかデザイン、そういった新しく入ってくるものについて、我々、その運用に御協力させていただく立場ですが、例えば類比判断をどういう基準で考えるのか、それから、創作性をどう持っていくのか、これは従来どおりの考え方が適用できるのかどうか、この辺ちょっとわかりづらい点もあるので、早目にこの辺の基準を公表していただくと、我々も、いろいろ検討した結果、御協力できると思いますので、その辺を早目に御対応いただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 どうもありがとうございます。

査証制度についてですけれども、濫用防止だったり、営業秘密の漏えいを抑えるということで、要件が厳格化されたり、秘密保護の仕組みという形で導入していただいたと理解しています。どうもありがとうございます。それで、これは法制化されて実際運用されていくところで、しっかり、もともとの法の狙いが運用できるようにしていただきたいと考えます。また、一定期間たったときには、そもそもの狙いどおりの運用ができていくかどうか、もう少し見直す必要があるのではないかなというようなチェックをしていただきたいと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

浅井委員代理、お願いします。

○浅井委員代理 ありがとうございます。

長澤委員、渡邊委員と重複の意見になりますけれども、意匠法の改正、保護対象の拡充でございますが、改正が予定されている意匠法では物品に記録表示されていない画像が保護対象に含まれるということになります。物品の外観を対象としていた従前の意匠とはかなり性質が異なるということから、創作者、あと出願人に対する配慮も必要かと思えます。円滑な出願、審査品質の安定、そして創作者側のクリアランス負担の軽減、このための運用や施策をお願いしたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

吉村委員代理、お願いします。

○吉村委員代理 特許法の改正の一連の議論を経験して改めて感じるのですけれども、今後に向けてぜひ産業界の意見を丁寧聞いて進めてもらいたいなと改めてお願いしたいと思った次第です。

Society 5.0と言われるような時代の中で、オープンイノベーションの重要性というのが言われている中で、そういう大企業対中小企業みたいなものを殊更に対立構図みたいに煽

って議論することが妥当なのかどうなのかということについては最後まで少し疑問なしとしないという感じがいたしました。

我々は文句を言うだけのつもりはなくて、ちょうど今日たまたま、日経新聞にも出ていたので御紹介しますけれども、法務省さんとか最高裁さんとか、司法関係者の方々とも知財紛争を初めとするビジネス紛争について、産業界のニーズや国際的に対応した司法インフラを実現する観点から、知財司法の課題や解決策について幅広く議論しようかなと思っていますところでもあります。

ちょうど今日、この会合終わった後に第1回を始めるつもりでおります。我々としても、必要な改革についての議論はやっていくつもりがあるわけでありますので、知的財産戦略本部もそうした取組をぜひ応援していただいて、必要があれば知財推進計画にも盛り込んでいただくような位置づけをしていただければと大変うれしかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員代理、お願いします。

○阿部委員代理 特許侵害訴訟制度の充実について一言申し上げます。資料にございませとおり、特許侵害の特殊性というものを考えますと、侵害した者勝ちにならないような配慮が必要という部分については、一般論としてはそのとおりであると評価いたします。一方で、その中の具体的な施策として挙げられております査証、それから損害額の認定等の部分につきましては、見直しの具体的な内容とかプロコンスをよく見て、原告になる人間、被告になる人間、なり得る人間、双方の立場からバランスのとれたものとなるようにぜひ改正の内容等については十分な議論を尽くしていただければと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

特許法の改正につきましては、私どもの会員、中小企業の現場の声の中で、情報収集の困難性とか、あるいは訴訟費用等に比して賠償額が非常に小さいといった悩み、あるいは不満が寄せられておまして、それに対して一つの答えを出していただいたということで、評価したいと思います。

この後、恐らく法案が成立して制度の詳細設計ということになるとおもいますけれども、ぜひとも使いやすい、使える制度にさせていただくように、詳細についてもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 ありがとうございます。

デザイン経営に関してですけれども、先ほど御説明があったのは、高度デザイン系人材の育成ということなのですが、これまでさまざまな新しい概念を導入するとき最終的に落としどころが人材育成で終わるところが多分にありました。その結果を、過去の施策を見ていると、その人材育成のある程度カリキュラム的なのをつくったが、それがどうなったというのが、次のフェーズのところ結構現場とのギャップあることが多々あったわけです。ですので、今回はやはり初めから、現場における活躍の場がどのような状況にあるであろうか、あるいは本当に新しいものを埋め込むことができる状況にあるか、事前にそのほかにも打つべき手があるか、さまざまなコンテキストというものを踏まえた形でもって人材育成していただきたいというのが1つ。

もう一つは、オープンイノベーションの加速という項目ですが、これも何年も何年もオープンイノベーションの加速ということが言われてきていて、またさらにという形ですが、やはり進化すべきであって、その中では、一般論ではなく、具体的なある種の側面におけるオープンイノベーションとはどうあるべきかということにある種のフォーカスした議論が必要かなと思っております。

その中ではSDGsというのは一つの場合なのですが、そのSDGsの土俵に乗った場合にはどういうスペシフィックな手当てが必要なのか、ほかのこれまでのオープンイノベーションとは違うものがあるのかなのか、その辺を踏まえていくという形でしないと、ある種の、「またか」になってしまうので気をつけていただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

少しだけ。デザイン経営というのは新しい言葉というか、概念と一般の人も捉えていると思うのですけれども、どうしろということではないのですが、いま一つ、まだ普通の人からは遠い単語なのかなと思います。つまり、もしもこの年度内にこの会議で結論出されたのはやはり広く共有されると思うのですけれども、具体的にデザイン経営をする人はどういう人で、育てるべき人がどういう人かということがいま一つ、単語からもう一つ内側に入ったところで理解が難しいなと思っている人が多いのではないかと思います。

また、それとは全然別に意匠に関してですけれども、意匠の改革に関しては、ああ、なるほど、こんなところも、ここも価値なのね、みたいところを一般の人は思うような部分がたくさんあると思います。デザインと両方そうだと思うのですけれども、一種今まで普通の人から見ると気がついていなかったところに気がつく、こういうものというのは価値あるものだということを言わなければいけないところなので、かなり大きなハードルがあると思うのですけれども、そこを乗り越えるための方策をいろんな形でやる必要があると思います。

具体的には、この研究会の報告のときに、例えば私たちの後輩に当たる記者たちも、そこにぐっと食いついて行って、それを本社のデスクに説明するところまで至っていない場

合が結構多いので、それは誰がどう助けてあげればいいのかはわからないのですが、何とか工夫が要るところかなと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉光委員。

○杉光委員 ちょっと感想じみた話ですが、基本的に意匠法の改正に関してはもちろん賛成というか、この方向性は間違いなくいいと思っているのですけれども、デザイン思考ですとか、デザインを重視した経営、特にデザインドリブンイノベーションという言葉は既に2012年とか13年とか、6～7年ぐらい前からずっと言われてきた概念なので、もう既に大手の企業で進んでいるところは全部デザイン思考などを取り入れることを当時既にやっていたということも考えると、正直、もうちょっと早くこういったことに取り組んでいただき、推進計画に反映していただきたかったなというのが個人的な感想になります。

以上でございます。

○渡部座長 ここまでよろしいでしょうか。

そうしましたら、ただいまの御意見に対して、特許庁からコメントございますでしょうか。

○川上室長 いろんな御意見、ありがとうございました。意匠法につきましては、今回、かなり保護対象が広がる部分がございます。特に内装デザインですね。これは私もこれまで審査したことがない分野でございますので、こういったところについては諸外国の運用状況をよく勉強すると、それから、審査基準もなるべく早く素案をつくって御意見をいただくとか、それから審査資料をきちんと充実させる、こういったことを早目早目に対応していきたいと思っております。

それから、査証につきまして、これも濫用の防止、それから秘密保護ということで、この辺の御懸念を払拭していくようにしたいと思っております。これも議論の過程で産業界の方々とも相当意見交換させていただきまして、例えば濫用の防止につきましては、先ほど申し上げた要件の厳格化ですとか、それから、発令の段階でちゃんと異議申し立てができるような仕組みにするということで対応させていただいたところがございますし、また営業秘密の保護につきましても、例えば査証の現場に原告側が立ち会えないようにするとか、それから黒塗り前の報告書が原告本人に開示されないように、そこは被告側の同意を要件とするということで、かなり産業界の御意見も踏まえた形できちんと制度を設計させていただいたと思っておりますので、運用面においてもしっかりこういったところが担保されるようにきちんとやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○久保田室長 先ほど、デザイン経営に関して、なかなか腹落ちしにくいものがあるという御指摘をいただきましたけれども、我々も、この1年間、普及啓発を実施してみて、その点、問題意識として感じているところです。どのような説明をすれば腹落ちしやすいのかという点について留意しながら、引き続き普及啓発を進めていきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

先に進ませていただきたいと思いますが、次の項目についてです。「経営デザインシート、知財のビジネス上の価値評価」につきまして、また各省庁から御説明いただいた後に意見交換をさせていただきたいと思います。

まずは内閣府知財事務局のほうからお願いいたします。

○仁科参事官 お手元の資料3-3をごらんください。「『経営デザインシート』の普及の取組」と書いてございます。

1枚めくっていただきまして、スライド番号1番でございます。これまでも御説明させていただいておりますが、「経営デザインシートの概要」でございます。将来を構想するための思考補助ツールとして御説明させていただいております、このスライドに書いてございます(C)欄のところですね。「ここが重要!」と赤点で囲ってあるところ、ここをしっかりと構想していくことが重要だということを強調すべく付記しております。

スライド2をごらんいただきまして、各組織における活用の状況でございます。企業における活用としましては、先般開催しました活用セミナーにて、新規事業を構想するという観点からジズさん、自社の強みを再定義するという観点からウフルさん、事業承継の対話ツールとして活用する観点からコプロスさんに使っていた例を御紹介しております。

また、金融機関における取引先企業への支援における活用ということできらぼし銀行さんの事例を公表しておりますし、また長野信用組合さんの事例を3月に公表予定でございます。

団体における活用の例としましては、業界の方向性を打ち出すために活用するという形で、日本ケーブルテレビ連盟さんのほうにも御活用いただいているところでございます。

ページめくっていただきまして、先ほどの意見の中にもございましたけれども、経営デザインシートの簡略版をつくってこないかという御意見がございましたので、このスライドの右上にありますような簡略バージョンを1月に公表しております。実際これを使いましてセミナーですとかワークショップで活用いただいているところでございます。

スライド4に移りまして、経営デザインシートを広く普及するという観点から、ロゴマークを作成させていただいております。また、事例の公表に関するニーズが非常に強いこともあり、これまでに9事例公表済みでございます、4月中にさらに10事例程度追加する予定でございます。

また、どのように作成したらいいのかよくわからないという御指摘があることもあり、作成のためのテキストを公表する予定で、これも4月に公表する予定で準備を進めております。

おかげさまで、経営デザインシートは、いろんな皆様に御認識いただき御活用いただけるようになっておりまして、スライド5に、この経営デザインシートを御活用いただい

いる方々の広がりイメージ図として記載させていただいております。主に水色で書いている企業の方ですとか団体の方に御活用いただくということを念頭に進めておりますけれども、企業の方を支援される方、金融機関の方、また大学ですとかビジネススクールの方、デザイン関係の方にも非常に御関心を持っていただいております、このスライドに赤字で書いてあるような取組の中でお使いいただいている状況でございます。

スライド6に移りまして、今後の経営デザインシートの普及の構想でございますけれども、上のほうに矢印が書いてございます。現在は政府における普及啓発を中心に行っておりますけれども、今後はこちらに、②とか③と書いてあるように、既存の取組と連携していきながら、民間における活用を促していきたいと思っております。

スライド6の下の方に「政府による普及啓発」の「今後の取組予定」としまして4つほど挙げてございますが、まずはこの経営デザインシート、経営をデザインすると言いながら、シートのデザインがいまいちではないかという御意見もございまして、このデザインをより皆様が書きたくなるようなデザインにするという観点から、学生の皆様を対象としたような、経営デザインシートのデザインコンペを開催したいと思っております。また、この経営デザインシートをつくりましたタスクフォースも継続的に実施していく予定でございます。

最後のスライドでございますけれども、企業における活用という観点から、幾つか我々として想定しているものを挙げてございます。経営ストーリーや事業構成の構想ですとか、あるいは自社の強みの再認識ですとか、取締役会におきまして社内の取締役と社外取締役の対話にお使いいただくですとか、あるいはオープンイノベーションの促進に使っていただくですとか、採用においてエントリーシートみたいな形で使えないかというアイデアもございます。

また、企業支援における活用の場面としましては、ビジネスマッチングですとか、あるいは政府、自治体が行う補助金等の事業におきまして、支援する側と支援される側の対話にも使えるのではないかと考えております。

また、資格試験におきまして学習用の教材で御活用いただいたり、大学ですとかビジネススクールにおけるビジネスプランニングの演習用の教材として御活用いただいたりできないかと考えております。

その他としましては、自治体におけるプランニングですとか、各種表彰制度における審査書類等に活用できないかと考えております。

説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。続いて、金融庁から説明をお願いいたします。

○日下室長 金融庁の地域金融企画室の日下でございます。よろしく願いいたします。

おめぐりいただきまして、現在の金融庁の「検査監督の方向性」ですけれども、金融庁の金融検査マニュアルが廃止される予定でございまして、ある意味、20年間やってきた金融行政が大きな曲がり角を迎えます。それに当たって、一昨年公表いたしましたけれども、

金融機関に目指していただきたい金融の姿というのは、お客様との共通価値の創造に根差したビジネスモデルの確立ということで、金融庁もそれに合わせて検査監督の見直しを行っていくということにしております。

次の下側のページでございますけれども、現在の金融行政をちょっと俯瞰いたしますと、従来は金融機関のフロント部分、すなわち営業店ですけれども、それがきちんとした審査を行ってきちんとした融資をしていたかということ金融検査マニュアルでチェックしておったわけですけれども、これからはあくまでお客様との間で共通価値が創造されているかといったことをお客様向けのアンケートと金融仲介機能のベンチマークというものを使って見える化し、そして金融仲介機能の発揮を促していくといった金融行政に変わってきているところであります。

おめくりいただきまして、「金融仲介機能のベンチマーク」というのはどのようなものか。これは何度か申し上げましたけれども、運用が始まって3年間たっておりまして、さまざまなデータが集まってきております。共通ベンチマークと選択ベンチマークとございまして、特に事業性評価に基づく融資に関しましては、赤塗りしておりますように、共通ベンチマークの5、事業性評価に基づく融資を行っている与信先数、融資額、全与信先に占める割合が幾らですかと。選択ベンチマークの5、事業性評価結果等を提示した取引先数は何先ですかといったようなことで、金融機関に提示を求めています。

そういった中で、次のページですけれども、3年間の傾向を見ておりますと、このグラフの一番左側、「事業理解」。先ほどの共通ベンチマーク5ですけれども、全与信先に占める事業性評価に基づく融資を行っている割合が、現在のところ、15.04%まで高まってきているということです。

ただ、これは金融機関によって多少のばらつきがありますけれども、下に書いておりますように、御開示いただいている91行中、少しずつふえているのが84行、残念ながら減少しているところは7行ございまして、この金融機関のばらつきもなくしていく方向で支援していかないといけないと思っています。

次をおめくりいただきまして、では具体的にどのような活用を想定しているかというのを申し上げます。事業性評価に基づく融資というのはさまざまなプロセスを経ているのですけれども、一般的なものをこちらの6ページに書いています。まず、金融機関の営業店が企業に向けてニーズや課題を問いかけます。そして、企業側から事実情報、すなわち、その企業はどのような取組を行っているかという事実情報を収集いたします。それを金融機関内部で、いわゆる事業性評価という評価フィルタをかけまして評価を行うのが③でございます。

大事なのは、この後にその評価情報をフィードバックするという4番のこの働きかけでございます。その結果として企業が気づいて、あるいは場合によっては金融機関の認識が違っているということがありますけれども、お互いがディスカッションいたしまして認識の一致を得ると。この⑤のところまでの一連の行動が事業性評価と呼んでいるところで

あります。

そうしたことがどのように今なっているかということ、先ほど申しあげましたように、アンケートをとりました。次のページでございますけれども、どのようにとったかといいますと、これは全国の3万社の中小企業にアンケート調査用紙を送りまして御回答いただいたのですけれども、左のQ、昨年と比べて、あなたの取引、これはメインバンクですけれども、あなたのメインバンクはあなたの経営上の課題や悩みをよく聞いてくれるようになりましたかというのは、実は40%の中小企業が「よく聞いてくれるようになった」と答えていただいています。実は事業性評価を金融庁が言い始めて5年たちましたので、ようやくこの企業の、聞くと。ですから、先ほどのページでいきますと②ですね。企業からよく聞いてくれますかというのは、40%の企業が「よく聞いてくれるようになった」と答えています。

ただ、一方で、その右側ですけれども、昨年と比べて、「あなたのメインバンクは経営上の課題を分析し、その結果を伝えてくれるようになりましたか」ですから、先ほどでいくと④ですね。これは残念ながら、27%がよくなったと。40%よく聞いてくれていると言っていて、27しかフィードバックしてくれないということは、残り13ポイント分は聞きっぱなしという状況でございます。したがって、この聞きっぱなしの状況というのは、すなわち、事業性評価がまだできていなくて、もっと言うと、どのような形でフィードバックしたらいいかわからないという金融機関だろうと思いますので、次のページですけれども、そこへ経営デザインシートというのを一つのフィードバックの仕方ではないでしょうかというような紹介方法をしています。

したがって、これは実際に使っているシートそのものですけれども、タイトルを変えまして、「企業へのフィードバックにおける『経営デザインシート』の活用」というふうに、先ほど、聞いてきたのだけれどもフィードバックできないという金融機関に対してはこの経営デザインシートを活用してフィードバックするということも一つの案ではございませんかという説明をして啓発しております。

具体的には、最後のページですけれども、昨年秋以降、金融庁が金融機関向けのこういったセミナーを行っていますけれども、そういった場所において、今申しあげましたようなフィードバックにおける経営デザインシートの活用について促すということをやってきてまいりましたし、そうすると、金融機関側の声からしても、これは非常に使いやすい、あるいは自分たちが企業に対して何を言ったらいいかわからなかったのですけれども、企業と一緒にこれをつくってみたいといった声が聞こえてきておりますので、少しずつ事業性評価において活用が進んでいくということが今見られているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、「経営デザインシート、知財のビジネス上の価値評価」につきまして御意見がある方は、同じように名札を立てていただければと思います。

それでは、土生委員からお願いします。

○土生委員 経営デザインシートの現状ですが、事務局の皆さんとタスクフォースのメンバーの熱意が大分周りに伝わってきたなと私自身も感じております。結局、このシートのミソは、これまでの事業計画は、現状から積み上げる延長線上の考え方で作成してきたところ、現状を一旦白紙にして未来に飛んで考えるという、今までにない、非常にユニークなツールだと思っております。そういう意味では、このツールを生かしていただくためには、いかに発想を飛ばせるか、現状の延長線での思考を断ち切ることが重要と思います。

その説明が十分でないと、企業はそういった積み上げ型の思考をどうしてもしてしまうので、なるべく第三者が入って、未来の社会を描いたところから自分たちは何をしているかという考え方をしていくということ、その思考プロセスをシートを作成される皆さんにうまく伝えていくことが、これから非常に重要になるのではないかと思います。そうした思考ができると、要するに自分たちがどういう存在なのか、ビジネスの骨格がどうあるべきかというところが見える化されるので、そこが何よりも一番このシートの大きな効果かなと思っております。

かなり啓発も進んできたので、これから具体的な展開のステージに入っていかなければいけないと思いますが、今年度実施しているのは、主に一社一社個別に対応するとか、あるいは単発のワークショップというものが多かったと思いますが、地域の中小企業5社ぐらいが集まって知財活用プランの骨子を取りまとめる知財塾という3回ぐらいのワークショップを各地でやっているのですけれども、最近は、地域金融機関の協力を得ながらお客様を集めていただき、会場もお借りして、ワークショップ形式で、最終回に参加者が自社の知財活用プランを発表して議論していただくという内容なのですが、地域の中小企業や支援者の相互の理解が進み、発表という目標があると皆さん熱心に取り組んでいただけているという効果があります。そういった戦略の骨格をお互いに見せ合うことは、先日の長野で開催した知財塾では、異業種でも結局は悩んでいることとか課題とか共通点がすごく多いですね、同業者にはない視点からの気づきがあり、頭を整理するいいきっかけになったということを書いてくださったので、経営デザインシートもぜひそういうスタイルで、何社かで集まってワークショップで最後に作成したシートを発表しあうという、そういった企画ができるといいのではないかと思います。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員、お願いします。

○長澤委員 ありがとうございます。

よく日本はイノベーション力が低下しているという話が出るのですが、その一番の原因は、新しいことを考えるイノベーターと経営が今ひとつ、つながっていないところにあると思っております。そういう意味では、この経営デザインシートは利用価値があるのであると思っています。ベンチャーや中小は当然のことですが、我々大企業の中にも、企業内

ベンチャーを目指す活動を数多く行っている状況にあります。このような企業内ベンチャーを目指している人というのはどちらかというと尖った人が多いため、実は経営の肝心なところはかなり抜けている場合が多いです。そういう意味では、大企業にも導入していただければありがたいなと思います。

今まで、ベンチャーで成功しているところというのは、要は経営もわかっている、技術もかなりわかっているスーパーマンがいたように思います。一方、もう少し企業サイズが大きくなってしまえば、経営といわゆるイノベーター、技術もしくはデザインにコアコンピタンスを持つようとしている方の間に距離ができて成功しないというケースが増えてしまうので、そういう観点でこのシートを活用してほしいと思います。

それからもう一つ、このシートの中では、知財について余り強調しなくてもいいと思っています。このシートの中では、知財はほとんどプラス要因にしか出てこないのですが、現実にはマイナス要因に出てくることもあるので、このシートの中で赤く示される弱みの部分にも知財関係のことが入ってきてても不思議ではないと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

御案内のとおりだと思いますけれども、このシート自体とか、シートを書くこと自体が重要なわけではなくて、このステップ、あるいはこの考え方に沿って自分の企業はどうあるべきかだとかを考えることが重要だと思います。そういう観点でいくと、そういうことを考えられるように人を育てるだとか、あるいは的確にアドバイスできる人をふやすだとか、あるいは企業が考えた結果を見て、きっちりそれを判断できる人をふやすだとか、そういう取組をしていく必要があると思います。そうでないと、ある部分だけ教育的にぼつぼつやっているだけでは余り浸透しないと思うので、そういう人材育成が今後必要だなと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

浅井委員代理、お願いします。

○浅井委員代理 ありがとうございます。

経営デザインシートについてですけれども、8月以降20回以上説明会が精力的に行われておりまして、今後も活用例が蓄積していくと思っております。経営デザインシートの中では知的財産は価値創造メカニズムにおける必要な資源の一部という位置づけになっております。この経営デザインシートの活用例ですけれども、そこから得られる知的財産に関する知見、例えば重要視された知的財産の種別とか、その価値創造メカニズムにおける位置づけ、そういったものは知的財産が果たしていく機能の実態、それに対する期待、そういったものに対する貴重な情報となり得ると思っております。これが本委員会のような場にフィードバックされれば、産業財産権についての議論を進める上でも参考になると思

ます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

経営デザインシートにつきましては、特に中小企業のほうにもこれを広げていこうという御趣旨は大変いいと思いますけれども、やはりこれによってどんなメリットがあるかということが重要ではないか。そういう意味で、先ほど金融庁のほうからお話がありまして、金融機関においてもこれを重視する姿勢を持っていただくというのは大変ありがたいと思います。商工会議所のメンバーに大変金融機関の方が多くございまして、役員の方も多いということで、ぜひ金融機関のほうでこれが広がるように私どものほうも協力したいと思いますし、よろしくお願ひしたいということでございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉光委員。

○杉光委員 金融庁さんの話に関連するのですが、以前ちょっと御紹介させていただいた地域創生のための事業プロデューサー事業というのが特許庁の事業として今年度までやっております、その中で、実はまだ余り表には出ていない話かもしれませんが、例えば、埼玉信用金庫が地元の酒造メーカーと、あと、光ファイバーセンシングの会社とその派遣された事業プロデューサーがマッチングさせて新しい事業を興して、このような事例が複数あって実際に新規の融資もあちこちで増えたという実績があり、これを「埼玉モデル」として今後金融機関に広がればいいのではないかという話が今出ています。これは、具体的な報告書は、詳細は今後特許庁のほうから出てくると思いますけれども、金融庁の方もぜひこれを参考にさせていただくと、今後の金融機関の参考になるのではないかなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 意見はダブっているところもありますので、金融庁さんに御質問させていただきたいと思ひます。まさに今、地域金融機関はお仕事として経営をするという事業プロデューサーの役割がすごく大きくなっていると思うのですが、このページの先ほど御紹介あった中で、ベンチマークの共通の⑤が、84行が増加しているというのは非常に評価できると思うのですが、逆にいうと、この時期において減少しているとか、それが逆方向にいつている金融機関というのはどういった問題を抱えているのかということが1つ。

あと、この経営デザインシートも活用して、その活用の仕方によって物すごく生きると思うのですが、これを生かすことができるためには、その地域金融機関の、その担当の方

が経営というものを本当にちゃんとわかっていることが必要だと思うのですね。銀行の職員の能力はそれぞれだと思うのですけれども、必ずしも自分が経営するというような業務ばかりでもないと思うので、金融機関の現状の受けとめとか、教育状況とか、そういったところを教えていただけますでしょうか。

○渡部座長 後でまとめて回答を。山田委員、お願いします。

○山田委員 この会議に昨年から何回か出させていただいて、価値、デザイン社会とか、経営デザインというワードをずっと耳にしているので何となくわかるのですけれども、一般的に普段デザインと聞くと、まずものの色とか形をあらわすというイメージですので、そこにデザインシートという言葉になったときに、中小企業として一体何を書くべきなのかという印象を受ける経営者がまだまだ多いと思います。これを書くことで、先ほどもお話がありましたけれども、どのようなメリットがあるのかというのがわからないとなかなか書こうという気にならないのではないかと思います。

私、宮城県ですけれども、地方行政、県とか市とかの担当者、または金融機関からもこの経営デザインシートという言葉は今のところ一度も聞いたことがなくて、多分まだおわかりになっていらっしゃらないのだと思いますので、これらの方々、一番企業に近い方たちが実際にメリットを説明できて、かつ、作成のための支援ができるような周知徹底が必要だと思います。

このデザインシート、私も見てみたのですけれども、左の下の「これまでの外部環境」に市場状況というのを書くところがあるのですが、本当に数行しかないようなもので、ここにまとめるというのは非常に難しいと思います。外部環境とか市場状況というのを調べるのは膨大な時間が必要で、弊社ももちろんやっているのですけれども、ここに要約できるようにするまでに結構な時間がかかるだろうと思います。

実は先日、特許庁の企業マッチングレポートという事業が今あると伺って、それを活用させていただいたところ、膨大な特許からキーワードを設定して市場調査を行うということをやっただいて、事業の外部環境とか市場状況というのをすばらしい報告書で出させていただきました。キーワードの選択は難しいのですけれども、こういう支援策をもう少し充実させていただいて、自分では調査できないところを助けていただくのは必要だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 金融庁さんの取組で評価情報の企業へのフィードバック、これに経営デザインシートを活用する、これはすごくすばらしいことだと思います。中小企業にとって、金融機関がどのような観点で評価しているのかというのは関心が高いと思うのですね。これにデザインシートを使うということであれば、中小企業の関心もかなり高くなるだろうということは予測できます。我々も、ワーキングをつくってデザインシートの活用と普及を

今図ろうとしています。それもあるので、これはぜひやっていただきたいのですが、先ほど、一つの案という形でお聞きしたのですが、案ということではなくて、一つの定型パターンというような形で取り上げていただくとありがたいなあと思っています。

それから、金融庁さんで融資という形も必要ですが、融資と言うにはちょっとリスクが高過ぎるとなると、これは投資会社のほうということになると思うので、金融機関さんのほかに、その投資会社についてもちょっと普及するという方向も検討していただけたらなあと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、役所のほうからコメント、金融庁から先にお願ひできますか。

○日下室長 ありがとうございます。まず、事業性評価について、減少している金融機関の原因ですけれども、これは実は3年前に金融仲介機能のベンチマークを公表いたしまして、実は今もそうですけれども、事業性評価というのはこういうことですよという定義は各金融機関に委ねております。我々が決めておりませんで、なぜならば、決めてしまうと創意工夫を失う可能性がありますので、定義を定めておらず、3年前に我々が初めて出してくださいと言ったときに、大風呂敷を広げた金融機関があつて、よくよく見ると、これ、違うのではないかと自己反省されて、定義を見直した、といったことなどが理由でございまして、ですから、そういう意味からすると、中身はやや筋肉質になっているというのは現状としてございますので、これはこの傾向続けていきたいと思っています。

次に、確かに経営をデザインし企業にフィードバックするというのは非常にコンサルティングの中でも高度な能力が必要になると考えていまして、先ほどの事業性評価に基づく融資のプロセスのところにも書いたのですけれども、実は営業店の行員をそこまで鍛えるというのはさすがにまだ道半ばでございまして、彼らは事実情報を収集するというところにある意味特化して、事業性評価シートなるものを埋めるという作業を大体やっていらっしゃる金融機関が多くて、それを評価するというのは本部で、専門家を雇うなどして評価は本部でやっているというケースが比較的うまくいっていて、専門家を本部に集めるというやり方だと思いますけれども、それをフィードバックするときに、その本部の人と営業店の人が帯同して行って、OJTで鍛えていく。そうすると、なるほどと、こういうことでやるのだというふうに鍛えられているというケースがございまして、先ほどの埼玉信用金庫さんも、本部がそういった機能を持って、営業店と一緒にやっていくという事例だったと思いますので、そういった鍛え方をしているということでございます。

最後に、これはパターン化したいということですが、これも御意見としてはそうだろうと思います。ただ、先ほど言いましたように、事業性評価のシートも、創意工夫をしていただいておりますし、我々が何かの定義を示すよりは、いろいろなやり方があってしかるべきだと思いますし、金融機関の規模、特性に応じてやり方が変わってくるだろうと思っていますので、非常に有力な案だろうとは申し上げているのですけれども、そのほか

の、例えばローカルベンチマークとか、そういった案でも十分活用いただいているケースがあると思いますので、そこはそういった自主性というのを重んじたいと。

一方で、エクイティというのは非常にいい視点でございまして、実は先進的な金融機関は、自分たちが支援して、例えば経営をよく理解した企業に対して、クラウドファンディングを提供されている金融機関がございまして、それはまさに自分たちが理解したその企業の強みをそのまま投資家に披露して、それで購買型でクラウドファンディングで資金調達されるというケースもございましたので、ですから、いずれにしても、その企業の強みをしっかりと理解して資金調達につなげていくという支援を進めていただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。事務局。

○仁科参事官 経営デザインシートに対しましての期待、評価含め、ご意見ありがとうございます。ただ、一方で、地方での普及はまだまだという御意見もいただいておりますので、そちらのほうもしっかりやっていきたいと思っております。

単発化すべきでないという御意見ですとか、人材育成が必要であるという御意見、また、大企業でも御活用いただけるのではないかというありがたい御意見もいただきましたし、投資会社の普及という御提案もいただきましたので、委員の皆様からいただきました御意見、御提案を踏まえまして、引き続き普及と理解の促進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 どうぞ。

○住田局長 山田委員からございました、なかなかメリットがわからないと書く気にならないというのはよくわかりますし、まさに金融庁のほうで御努力いただいているようなこととどうまく結びつくといいということですのでけれども、これまで実は相当回数、いろんなところでいろんな方に書いていただいて、それぞれに感想を聞いているのですけれども、思った以上に、書いてみることで相当いろんなことに気づいたとか、これをやってみようと思ったとか、こういう人と協業すればいいんだと。たまたま同じテーブルのワークショップみたいなのをやって、同じテーブルの中の人と、さっきもありましたけれども、似たような問題意識を持っている人がいることがわかったので、こんな人と協業すればいいんだとわかったとか、もちろん、すぐにお金に結びつくことではないかもしれませんが、そういうメリットはかなりやってみるとあるので、ぜひだまされたと思ってやってみていただくといいのではないかと思います。

○渡部座長 地域自治体だとか行政は余り知らないというご指摘もありましたね。

○山田委員 だまされたと思ってやってみようとは思いますが、そう考える企業がふえていくべきだと思うので、そういう説明会というか、みんなを集めて話をするような場をぜひ地方でもつくっていただければと思います。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

続きまして3つ目ですけれども、「オープンイノベーションの加速」について、各省庁からの説明をいただいた後に意見交換をさせていただきます。最初に、内閣府知財事務局からお願いいたします。

○仁科参事官 資料3-5をごらんください。「オープンイノベーションに関する取組状況について」と書いてございます。

こちらの取組でございますけれども、この検証・評価・企画委員会のもとに設置をお許しいただきましたタスクフォースで今検討している内容の中間的な御報告という形になっております。先ほど原山委員のほうから、オープンイノベーションと言われて久しいというお話もございましたけれども、私どもの認識も同じでございます、久しいと言われながらも、なかなか世の中に実装されていないのはどうしてなのかというところを検討しているところでございます。

スライドをめくっていただきまして、まず最初のスライド1が、これまでの価値観で活動してはだめなのですよということを示したものでございます。20世紀型の価値観のままでは社会が求める価値に対応できていないということを示したものでございます。

スライド2が、このオープンイノベーションをこの21世紀において行うに当たって、どういった形で捉えればいいのかということを示したものでございます。上のほうに「目的」と書いてございますけれども、企業は社会から共感が得られるような革新的な価値を創造・提供していくことが求められていると考えております。企業の組織としましては、この図の上のほうに三角形で書いてございますけれども、経営者と、従業員としての個人、またその組織があるわけですが、この3つがうまく連携していくことが必要でございます、これがうまくいきますと、その下に「結果」と書いてございますが、新たな事業の創造ができるかと思えます。

ただ、現状では、こういったことを一つの会社でやることは非常に難しくなっておりまして、さらにその下に「場」と書いてございますが、異文化ですとか異企業と交流するところが必要であると。この場によりまして、革新的な価値の創造が実現され、また、知財ビジョンでうたっております価値デザイン社会の実現ができるのではないかと考えております。

さらに、こういったものを実現するに当たりましては、右側のほうに書いてございますとおり、日本的な特徴も生かしていくべきではないかというような形でタスクフォースのほうで意見が出ているところでございます。

スライド3をごらんください。現在、タスクフォースの検討状況でございますけれども、お隣にお座りいただいております渡部先生に座長に御就任いただきまして、これまで4回、議論を進めさせていただいております。このスライドにはこれまでの議論の内容を報告書の目次案的に整理させていただいております。上のほうから順に、まずオープンイノベーションを取り巻く現状の認識をしまして、その後、21世紀の新しい社会における求めら

れるオープンイノベーション像みたいなものを明らかにしていきたいと考えております。次に、そのオープンイノベーションの中における課題というものを整理します。この段階で課題解決手段に行ってもいいかなと思っていたのですが、このタスクフォースの議論の中では、その手段に行く前に、そもそもこの実質的なオープンイノベーションを実践するに当たりまして、望ましい経営者ですとか個人のマインドセット、あるいは組織の風土についてしっかり把握すべきではないかという御意見もございまして、Ⅳのところにもそういったものを書きたいと思っております。

これを整理した上で、Ⅴにございまして、「実質的なオープンイノベーション実践に向けた企業等の自己変革を促すための手段」としまして、3つほど挙げてございまして、まず1つは、実質的なオープンイノベーションができていないかどうか、適合しているかということについての診断ができるような仕組みをつくったかどうかということで、(1)としましては、オープンイノベーション自身がうまくいっているかどうかの診断、(2)としましては、個人がそのオープンイノベーションに適性があるかとか、どういった役割で貢献できるかみたいなことを診断できるようにできないかと考えております。

さらに、人事と知財につきましては、21世紀型のオープンイノベーションを行うに当たりまして、よりこういったあり方があるのではないかとということをお示したほうが良いと考えまして、議論を進めているところでございまして。

スライド4は、先ほど御説明しました、その実質的なオープンイノベーションが行われているかどうかの診断のイメージでございまして、スライド2で御紹介したような経営者ですとか、個人ですとか、組織・風土、場というそれぞれに分けて、それぞれのところで適切なオープンイノベーションが行われているかというような診断ができるような仕組みをつくりたいと考えております。

スライド5は、前回第4回のタスクフォースで議論させていただきました内容を御提示したものでございまして、先ほどの目次案で言いますところのⅤの1の(2)に相当するものでございまして。個人として、このオープンイノベーションに対する適性ですとか、どういった役割があるのかということ診断ができるような仕組みということで皆様に議論していただきました。

下に模式図が書いてございまして、左側のほうにInnovative、右側のほうにSupportiveと書いてありますが、企業にいらっしゃる人材も、イノベーションを起こすような人材と、その方をサポートすることに適したような人材がいらっしゃって、これらの方々がそれぞれ価値創造を新しく行うフェーズに応じまして、すなわちシーズを出している段階であるのか、あるいは実装していく段階であるのかというようなフェーズに応じまして、それぞれ役割分担があるのではないかと、こういった適性の診断ができるような仕組みについて考えていきたいと思っております。

スライド6は、先ほど御紹介しました人事ですとか知財制度につきまして、実質的なオープンイノベーションを行うに当たりまして必要な事項についてまとめたいと考えており

まして、このスライド中に矢羽根の見出しで書いてあるようなところにつきまして今議論させていただきます。

スライド7はこれまでのタスクフォースの検討の状況を整理したものでございます。現在、第4回まで終わっておりまして、次回第5回は4月5日、第6回は4月24日に開催予定でございます。この第6回で報告書のとりまとめ、案取りを行いまして、その結果を、一番下でございます第6回のこちらの検証・評価・企画委員会のほうに持ち込む予定でございます。

スライド8が、これも推進計画の中にございまして、知財戦略ビジョンのほうでも提唱いたしましたSDGsプラットフォームの御説明でございます。スライドの左側のほうにサプライサイドの方、右側のほうにデマンドサイドの方が書いてありますけれども、これらの方がそれぞれお持ちのシーズとニーズをマッチングできるような、主にオンラインで使うデータベースのようなものをつくれなかと考えております。

ただ、これはデータベースだけですと相互のマッチングが十分にできませんので、このスライドの下半分にございますようなオフラインで行うような事業化支援の取組も必要ではないかと考えております。

スライド9に、このSDGsプラットフォームの構築に向けました調査ということで、来年度の予算の要求状況を書いてございます。0.8億円と書いてございますが、内閣府の科学イノベーション担当と私ども知財事務局の共同で予算要求しているものでございまして、プラットフォームのプロトタイプ的设计・開発・試行の運用を行いたいと考えております。また、こういった取組につきましては国際会議での発信等を予定しているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。続きまして、公正取引委員会から御説明いただければと思います。

○平塚課長 公正取引委員会企業取引課長の平塚でございます。よろしく願いいたします。

資料3-6をごらんください。私のところでは企業間取引を見ております。企業間取引における独占禁止法の適用ということですが、主な論点としては、優越的な立場を使って濫用行為をしてはいけないというところがありまして、そのテーマの一つとして、今回、知財の取り扱いを取り上げることといたしました。

これまでも、金型の図面をとられたみたいな割と典型的な話があるのですが、実は金型だけではなくて、広げてみるとノウハウみたいなものを持っていかれたりとか、出願に干渉されたりとか、いろんなケースが出てきておりまして、そういう声が公正取引委員会にも不満の声として挙げられてきていると。

こういったところに独占禁止法だとか下請代金支払遅延等防止法という法律があるので、そういうところを当てはめまして、事例を今集めているところでございます。

調査といたしましては、全体に3万通送っております。おおよそ中小企業が2万7,000社、大企業が3,000社ぐらいで、大企業のほうにもそういう問題が被害者として起きているのではないかと。これは被害者側のほうの話を聞いているのですけれども、それで、今、追加ヒアリングをやってまとめているところでございます。

知財計画のほうに書いていただいているところでございますけれども、既存のものではやはり足りないだろうと思っていて、今そのまとめをやっているところでございます。全体といたしましては、送って回収し、追加のヒアリングを行って、伝統的には金属加工業みたいな人たちだったのですけれども、今ちょうどまとめているところ。食品製造業みたいな人が、それこそ自分のナショナルブランドを売っているときはよかったですけど、ちょっとつくってみてといったときに、レシピを開示させられたりして持っていかれるとか、そういうことが起きたり、必ずしもいわゆる金属加工業だけではないようなところにも広がりがございます。

そういったあたりをまとめて公表することを聞きたいと思っております、これは31年の前半、今年前半にまとめたいと思っております、中間報告になります。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのオープンイノベーションの加速につきまして御意見がある方は、こちら名札を立てていただければと思います。いかがでしょうか。

最初に、久貝委員からお願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。後ろのほうの公正取引委員会の調査の関係で1点だけ申し上げます。

私どものほうでも、やはり技術の吸い上げというようなことが起きているというのは何件か聞いておまして、親会社といたしますか、取引先のほうがどうしてもセカンドソースが欲しいということで、オンリーワンの技術を持っている中小企業から徐々にその技術を他のセカンドソースのほうに移転させて、それでそういうものを、同じものをつくれる、しかも安くつくれるような、そういうサプライヤーをつかって、それで最初のほうの取引を徐々に減らしていく動きがあるということを前から聞いておまして、ぜひこういう調査の中でそういうものも取り上げていただければと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

今回のタスクフォースのアウトプットについては非常に期待しているところでございます。企業独自が失敗したオープンイノベーションの要因を解析しようとしたときに、本当に客観的に解析できるかというのが肝です。今回、診断ツールってあるのですけれども、いろいろな事例から、成功した秘訣だったり、それと比較して失敗した要因というの

を客観的に眺められるようなツールにさせていただけるといいかなと。対策よりもそういう課題、自分の何が悪かったのだというのを自分で認識できるようにさせていただけるとありがたいなと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

吉村委員代理、お願いします。

○吉村委員代理 資料3-5の知財事務局さんの資料の4ページにかかわるところですが、実質的なオープンイノベーションが行われているかどうか診断をするというお話があって、そのとおりだなと思っているのですけれども、ちょうど単なる事実関係の御紹介ではあるのですけれども、我々、大企業が特にベンチャー企業と向き合うという問題意識で、先月、「Society 5.0実現に向けたベンチャー・エコシステムの進化」という提言を出させていただきました。その中で、自分たちの企業がオープンイノベーションに向いている企業なのかどうなのかというのを、オープンイノベーション企業度テストということで、ちょうど同じような問題意識で、チェックリストをつくって見ておりますので、そういったものももしお役に立つようであればと思って御紹介申し上げる次第です。

それから、もう一つだけ。SDGsプラットフォームの話でありまして、理念的には非常に賛同するところではありますが、これをどのように回していくのかというのはかなり知恵と工夫が要るなと思っています。それで、たしか私の記憶だと、何年前かに知財協さんと、WIPOさんと連携して、WIPO-Green（ワイポグリーン）という似たような思想のものをつくられた経験があると思うのですけれども、あのときの御経験を聞かれると、今後こういうものを回すのにどうしたらいいかというヒントがあると思います。私はそれを説明する立場ではないし能力はないのですけれども、必要があればそういったところにお話を伺うのもありうると思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

ただいま公取から御報告のあったアンケート結果というのは非常に重要だと思います。データエコシステムということを目指していく中で、例えばドイツのインダストリー4.0に光と影があると言って、最近聞いた話ですけれども、某S社が下請とのオープンイノベーションという枠組みの中で下請から製造データというのを自動的に提供受けるような形の中で、下請のほうの生産性がどのくらい上がるというのがわかると、それをもとに、人件費がこれだけ下がっているはずだから供給価格を下げるというところにそのデータが使われているということで、当初考えていた、多分、ドイツとしては中小企業というのを念頭に置いていかれたと思うのですけれども、データエコシステムの中で提供者に、金銭にはかかわらず、何なりかのインセンティブがあってちゃんと回っていくような、そういうことをこれから考えていかなければいけないと思いますので、ぜひ実態調査を生かしてい

ければと期待しております。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 先ほどの実質的なオープンイノベーション、個人の適性、役割に関してですが、多少私自身居心地悪いところがあります。なぜかという、人間ってある種の学習機能を持っているわけであって、今日この時点に、ここに適性と言われて、それにしていってしまうということも考えられるので、いわゆる振り分けに使うのではなく、適性を認識した上で、さらにどのような形で自分が進化していくかということのを促すほうにしておかないと、これは非常にクリエイティブの逆の方向にいってしまうような気がします。それが1点です。

もう一つは先ほどのSDGsのプラットフォームですが、非常に大きなものであって、これは本当に具体的なアクションにどのように結びつくかというのがちょっとクエッションマークなどがあると思いますが、同時に、プラットフォームであれば、SDGsであればあるほど、国内に閉じた形では意味がないと思います。ですので、この中にどの程度まで国外のアクターが入り込む余地があるのか、あるいはそれも既に盛り込み済みなのかというところですが、やはり日本語でしてしまうとなかなか入りづらい。その辺のところをどのように考えていらっしゃるか教えていただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員。

○山田委員 最後の公正取引委員会の方の御発表についてですが、ちょっと事例を申し上げますと、うちも中小企業ですけれども、某大手企業さん、本日ここにいらっしゃる企業さんでないことはお話ししておきますけれども、某大企業の方から共同研究を持ち込まれて、一緒にやりましょうとなったことがあります。契約書が大手企業の知財部からメールで送られてきて、知財の取り扱いの項目に、3社だったのですが、3社のどこがやったものも全部うちのものと書いてありました。それを弊社では気づいて、これはとても承諾できないということで修正し、承諾をいただいたのでそれはよかったのですが、もし気づかなかつた場合は多分そのまま進んでしまう可能性があり、非常に怖いと思いました。それは弊社だけではなく結構何社かそういう話を聞いています。企業サイドが気づいて注意しなければいけないということをまず周知していくべきだということと、あと、そういうことがあったときに相談できる窓口というのが必要です。弊社の場合は県に相談してアドバイスをいただいて対処しました。知財相談窓口にも、そういう事例があることとその際の対処方法をご検討いただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

浅井委員代理、お願いします。

○浅井委員代理 ありがとうございます。

吉村委員代理、山田委員と若干重複しますが、SDGsプラットフォームについては、

この趣旨に賛同いたします一方で、マッチングしたシーズとニーズ、これを入り口として事業化にまで進めるには乗り越えるべきハードルというのは少なくないものと思います。世界知的所有権機構が運営するWIPO-Green（ワイポグリーン）のような先事例における課題、このようなものを参考にさせていただいて御検討いただければと思います。

あと、大企業における優越的な地位の濫用についてですけれども、仮に大企業による不適正な行為があった場合に、中小企業側も知的財産や契約を駆使して、この不公正な取り扱いを回避できるように、これを支援するといったことも重要かと思います。

企業連携時の注意点について、小説を引き合いにした資料を作成するなど、特許庁様もさまざまに工夫を凝らしていらっしゃると思いますが、より強く意識を浸透させるために継続した周知啓発をお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

阿部委員代理。

○阿部委員代理 オープンイノベーションの加速についてでございますけれども、先ほど来話が出る人材育成等にも関連しますが、オープンイノベーションという言葉が時々、ややもすると、技術開発の部分だけを意味するというところは巷間よく言われているところでございます。恐らくそういうことではなくて、サプライチェーンのいろんなところでイノベーションというのは行われるべきものだと考えておりますので、そういった誤解が生じないようぜひ御配慮いただければということをもまず1点申し上げたいと思います。

それから2点目でございますけれども、やはりオープンイノベーションというものを考えるに当たって非常に重要なのは、他社とどのように一緒にやっていくかということだけではなくて、その会社その会社の全体のビジネスモデルをどう考えていくか。すなわち、これもよく言われることでございますけれども、どこをオープンにして、どこをクローズにするかといったような全体のビジネスモデルを考えると、その中でオープンイノベーションを位置づけるということが非常に大事かと思っておりますので、そのあたりの御配慮もぜひお願いできればと思います。

最後でございますけれども、先ほどの前に出ました経営デザインシートの話にも関連しますが、あそこの中で自社のビジネスモデルを考えていくというところで、このオープンイノベーション、あるいはオープンの部分だけでなく、クローズの部分も考えるといった、そういう考え方がそのまま経済シートの記入方法にも関連してくると思っておりますので、そういった考え方も経営デザインシートの中で踏み込んで考慮いただければと思います。

以上でございます。

○渡部座長 あと、杉光委員と長澤委員までですね。杉光委員。

○杉光委員 ありがとうございます。

前回の会合でちょっと御紹介というか、御説明させていただいたSDGsの話というのは、まさにこのSDGsプラットフォームの全体像にかかわる話だと考えておりまして、まさにこ

のプラットフォームの中でのインフラの一つとして、特許情報とSDGsの目標とを関連づけていただくと、このプラットフォームがうまく機能するのではないかと考えておりますので、この全体像とあわせて御検討いただければと考えております。

以上です。

○渡部座長 では、長澤委員、お願いします。

○長澤委員 先ほど山田委員がおっしゃったような契約書は、我々のような会社でも突きつけられることがあります。それはもっと大きな会社からで、簡単に言うと、B to Bビジネスはどちらかという下流サイドが支配的になる傾向があるので、我々が上流サイドにある場合のB to Bのビジネスは、下流の巨大企業からの非常に強い要望が多いと思います。その状態で上流側にいる我々も要望を全部出したいのですが、全部の要求を出すと、この6ページにある知財部門の不文律によってプロセスが阻害されてしまうという事態に陥ることがあるわけです。そのため、その妥協案を探れるような人材というのが非常に大事だろうと思います。

知財部門が邪魔をしているという言葉は我々にとっては非常に嫌な言葉でして、だからこそ、ビジネスをしっかり理解して、どのような妥協案があるかということに勉強すべきだと思うわけです。逆に、いわゆる知的財産そのものに対する知識があればあるほど、知財を大事にする仕事をしていけばあるほど、つまり、ビジネスを阻害する傾向が強くなっていくことが多いということになります。このような状況に我々は厳しい折衝を余儀なくされ、特に、相手方が特許庁のOBだったり大学の先生だったりすると、ビジネスが全然進まないということが起こり得るわけです。このため、こういう企業との交渉の場に、弁理士の先生で企業経験がない方や大学の先生方、特許庁のOBの方が参加するといいたいかと感じました。

○渡部座長 ありがとうございます。大学にも来ますね。特に外国企業からですね。

それでは、コメントをちょっといただければ。局長から。

○住田局長 SDGsプラットフォームについて幾つかコメントを頂戴しました。WIPO-Greenの経験はもちろん参考にしながらやっていきたいと思っていますし、WIPO-Greenの仕組みをつくった人たちからもいろいろ話を聞いているところであります。これをどうやって回していくかというのは非常に大きな課題ですけれども、従来の役所のシステムのようにするつもりは全くなくて、最初は小さく、キックオフ的なものは役所である程度委託費のような形で、先ほど予算の説明をしましたが、非常に小さな予算で小さなものをつくって、そこから先はアジャイル開発ということで、どんどんいろんな機能を追加していくということもできるでしょうし、さらにこれで、これはなかなかいけるのではということになれば、これ全体を自分の会社が運営したいという人が出てくると思いますので、そういう人たちに引き継いでいく。役所的な発想でガチガチのものをつくらないというのが一番大切なところであります。

それとともに、外の人たち、国外のアクター、ここでは国際機関と書いてありますけれ

ども、UNDPとか、そういうところとも話は始めているところでございまして、少なくとも最終的な形としては海外のアクターがどんどん入ってくるということを想定していますけれども、ちょっと日本の強みを生かしながらということも考えると、その最初に入ってくる人たちというところの中では日本の方が多いのかなあとは思っていますが、最初からシャットアウトするつもりは全くない。ただ、ある程度の形をつくらないと、これがいいんですよという前に、何かコケているシステムだとしようがないので、まずは最初の一転がり目のところをきっちりつくっていかうということでございます。

これはマッチングした後、事業化にハードルがあるというのはもちろんのことですけれども、ただ、そこはビジネスでありますので、どういう価値をSDGsに絡めてつくっていくのかというところは、これはみんなで乗り越えていかなければいけないところだろうと思います。また、いろんな情報、外のシステムともつなげながらやっていくというのも大事にしていきたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 事務局、追加で。

○仁科参事官 タスクフォースの検討に対しましていろいろな御期待と御意見をいただきまして、ありがとうございます。私ども、診断ツールをつくりたいと申し上げたのですけれども、原山委員から御指摘いただいたように、人のラベルづけだとかレッテルを張るような、そんなものにしたいたとは思っておりませんで、あくまでも自己改革につながるような、自己改革を促すようなツールにしたいと思っております。そういった形で報告書のほうも誤解のないようにまとめていきたいと思っております。

また、経団連のほうでもとりまとめされている資料、私ども拝見させていただいておりました、場合によりましてはちょっとお知恵を拝借するような形になるかもしれませんけれども、いいところは取り込みたいと思っております。よろしく願いいたします。

あと、阿部委員代理のほうから御指摘いただきましたオープンイノベーションは技術開発の部分だけでないという御指摘、本当にそのとおりでございまして、我々も、先ほど御紹介した経営デザインシートとこのオープンイノベーションタスクフォースとの連携につきましても考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。公正取引委員会、お願いします。

○平塚課長 ありがとうございます。

日商からもいただきました御意見は、もともとそういうのを前提にしながら調べております。セカンドソースに移転するみたいなことというのは起きていて、事例としても把握できております。おまけに、研修員まで派遣させられているようなひどいケースもあって、まさにちょっと問題になる事例ではないかと思っております。

あと、共同研究につきましては、これも事例として挙げていく予定であります。寄与度に関係なく、成果を無償で帰属させるということをやっているというようなことも事例として挙がっていて、これも問題だと思っております。

あとは、大きな会社と大きな会社の関係というのも結構、先ほど長澤委員からも御指摘いただいた件ですけれども、ございまして、これは実は調べてみると、問題がある会社、ちょっと今取りまとめ中ですが、800ぐらいあったうち、200社ぐらいが大企業で、意外とやり方としてはひどくて、実際としてはかなり怒りの声として挙がってきておりますので、こういったあたりもまとめていきたいと思っております。

その上で、山田委員のおっしゃった話、どういう周知がいいのかということですが、都道府県の窓口だとか、特許庁さんの窓口だとか、こういうところとも相談しながら周知していくのかなど。あとは業界団体、こういうところにも働きかけて、場合によっては、ここまでいけるのかどうかかわからないのですけれども、下請取引適正化みたいな、業界のガイドラインみたいなものの作成の参考にさせていただきたいとも思っていて、なるべく実務に気づきがあるようなところに働きかけるような形にはしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

これで3つ終わりましたが、この後、意見募集結果を受けての検討につきまして事務局から説明をいただいた後に意見交換させていただきたいと思っております。事務局、お願いします。

○仁科参事官 本日、最後の論点でございます。資料2-2をごらんください。こちらは1月から2月にかけて、推進計画2019の策定に向けまして皆様方からいただきました御意見をまとめたものでございます。意見は全部集めますと、印刷すると厚さ1センチになるぐらいの非常に立派な分量の御意見をいただいております、全て御紹介できませんので、これでも集約させていただいたものでございます。きょうも時間が限られておりますので、さらに抜粋して説明させていただくようにいたします。

まず、スライド1番目でございますけれども、「知財の価値評価、デザイン関連」につきましていただいている御意見でございます。先ほどもちょっと御紹介したところと同じでございますが、上から3番目ですね。経営デザインシートの普及に当たりましては、知財総合支援窓口とか地方の発明協会、弁理士会の地方会等を活用すべきだという御意見をいただいております。

また、この経営デザインシートにつきましては、その検証ですとか必要な見直しを継続的に行うべきだといった御意見をいただいております。

「地方・中小企業」関連では、先ほどからも、余りよく理解されていないのではないかという御指摘もいただいておりますけれども、「デザイン経営」ですとか「経営デザインシート」といった新たな仕組みにつきまして、地方や中小企業の皆さまへのさらなる周知・啓発を要望するというのもいただいております。

また、弁理士制度の改善ということで、国際化への対応ですとか、高齢化対応、一人弁理士の対応、弁理士ナビの充実といったような御要望もいただいております。

「農水」関連で申し上げますと、まず最初に、育成者権の権利範囲の明確化等の議論を

加速すべきだという御意見。2番目としまして、最近ちょっと新聞報道もございましたけれども、品種改良された和牛等の遺伝資源の不正利用に対する制度整備を検討すべきだという御意見もいただいております。

また、農業分野、最近では知財に関する取組も進んでおりますけれども、最後の項目にありますとおり、農業分野における知財戦略の構築への支援活動をさらに拡充すべきだという御意見をいただいております。

1ページ目、一番下にあります「知財創造教育」に関しましては、初等・中等教育における創造性教育をさらに強化すべきだという御意見、さらにこれを持続的に発展させていくための仕組みを検討すべきだといったような御意見をいただいております。

ページめくっていただきまして、「知財人材育成」に関しましてでございますけれども、こちら、中小企業、スタートアップにおける知財マネジメント人材の育成・活用すべきだというような御意見をいただいております。また、IPランドスケープに関する調査研究を行い、その業務を担える人材を育成すべきではないかといった御意見もいただいております。

「オープンイノベーション」に関しましては、先ほども議論していただきましたけれども、オープンイノベーションの推進に必要な知財上の課題を具体的に整理・リストアップすることを要望するといった御意見をいただいております。

「標準化」に関しましては、国際標準化に関しまして各国がどういった活動をしているのかということの調査分析を充実すべきではないかといった御意見をいただいております。

その次、「産業財産権制度」に関しましては、「コト」をベースとしたネットワーク社会におきまして、現行特許制度が必ずしも十分その機能を発揮しているかどうかということにつきまして、機能発揮していないのではないかと認識のもと、改めて点検すべきではないかといった御意見をいただいております。

また、上から4番目の項目でございますけれども、審査のスピードだけではなく、審査の質のさらなる向上を目指してほしいといった御意見。さらにその2つ下のデータ構造の特許審査に係る事例の周知につきまして、さらなる事例の追加ですとか、国際的な調和を要望するという御意見がございます。

その下には、特許庁が進めていますAIを活用したアクションプランにつきまして、これを外国の特許庁にも展開して協働すべきではないかという御意見。その下が、特許出願に添付される明細書の図面につきまして、カラーのものが提出できるようにしてほしいという御意見もいただいております。

また、下から2番目でございますが、これも先ほどの議論の中で出てまいりましたが、改正意匠法に関しまして普及啓発を実施するとともに、審査官の増員、審査体制の拡充についてもちゃんと検討すべきだというような御意見をいただいております。

また、個人使用目的を悪用して模倣品を輸入するという行為が問題であるということで、これらの対策を求める御意見もいただいているところでございます。

3 ページ目に移りまして、「不正競争防止法」に関する事項でございますけれども、データの不正取得等に関する取引の実態を集めまして、さらなる法律ですとかガイドラインの改定を要望するといった御意見をいただいております。

また、「知財紛争処理システム」に関しましては、適正なSEPライセンス合意交渉を促進するような施策を継続してほしいといったような御意見をいただいておりますし、また、表層的でない知財紛争処理システムの実態把握を要望するといった御意見もいただいております。

また、紛争処理システムの見直しをする際には、知財制度ユーザー団体もちゃんと含めてほしいといった御意見もいただいているところでございます。

次の「国際」関係のところでございますけれども、国家の盛衰に直結するような先端技術については、これの海外流出を防止するような対策が必要ではないかという御意見をいただいております。

また、その3つ下になりますけれども、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルールの整備ですとか、あるいは国際的なルールメイキングの推進を要望するといった御意見もいただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして4 ページ目、「データ」に関する御意見でございますけれども、こちらに関しましては、ヘルスケアに関するデータの活用についての御意見を幾つかいただいておりますし、医療データや健康データ等の利活用を迅速に進め、国民への最適医療の提供を早期に実現すべきだという御意見をいただいております。

また、特定健診等のデータベースと介護のデータベースの連結解析に関する基盤構築に関し、知財面からの課題の検討をしてほしいといったような御要望もいただいております。

「その他」としまして、知的財産関係の訴訟手続のIT化の取組を推進すべきだという御意見。また、2つ下になりますけれども、オープンソースソフトウェア（OSS）の利活用を促進する制度面での整備、企業内でのインフラ整備の啓発、人材育成について、政府における取組を要望するといったような御意見をいただいているところでございます。

私からの御紹介は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

この意見募集結果を受けての検討について、御意見ある方は名札をお立ていただければと思います。

では、近藤委員から。

○近藤委員 ありがとうございます。

最後に紹介いただいたオープンソースソフトウェアのところでの意見ですけれども、イノベーションを生み出す中でソフトウェアの位置づけというのは非常に重要になってきております。ソフトウェアも複雑化していきなり大規模化している、あるいはソフトウェアの開発のスピードアップが要るということで、世界のプラットフォーマーといえどもオープンソースなくしてはやっていけないというような状況になっております。その中で、それを

使えばいいではないかと言うのですけれども、単純にはいかなくて、ライセンス絡みの問題だったり、特許の問題しかり、それからセキュリティだったり、労務、経理、さまざまな対応をしなければいけません。これを欧米と日本を比べてみると、欧米にはそういったしっかりとした社内体制を持ってやるのも多いのですが、日本でいうと、一部のIT系の方は持っているところがあるのですが、やはり人手不足というか、そこまでかけていないところと、あと、アドバイスを求める先も少ない、専門家も少ないということもあって、欧米に比べて普及がまだまだ進んでいないのかなと思っています。

そこで、やはりそういった人材の面の育成だったり、あとは企業が安心してOSSを使えるのにはこうすればいいというガイドラインみたいなものも含めて、日本国内での啓発活動というのをやっていただけるとうれしいなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

では、原山委員、お願いします。

○原山委員 これまでの議論に余り出てきていないのがオープンサイエンスの話なのですが、欧米において、特にヨーロッパに関しては欧州連合ではかなり議論が進んでいるということで、特にオープンデータに関する議論というのが、日本の状況、ここまで来ていて、そのような課題みたいなものどこかでもって言及していただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

知財教育の部分です。以前も私、申し上げたことがあったと思うのですけれども、知財教育が必要であるというところはある程度みんなわかっているのかなと。だから、普及と宣伝というのは継続的にやるとして、問題は、教育の場において知財をどうやって取り扱うのが最も効果的で、かつ現実的かということを実際に深掘りする必要があると思います。

というのは、教育、特に初等教育、中等教育の局面においては、今、早いうちからやったほうがいいよねということは多分そこら中から言われていて、英語とかプログラミングのみならず、数え上げるだけでもきっと10個ぐらいのことをやったほうがいいと言われていて、そして小学校の先生は、それらを1人でやるとなると、現実的にはほぼ無理なので、この状態のまま知財教育をやるというふうに言うと、ほとんど、ただパンフレットを配って、はい、知財教育、1時間やりましたねとか、カリキュラムの中に入っているから年に3時間やりましたねということはできても、そこに本当に魂を入れて子供たちに本来必要なことを埋め込むというのは相当難しいのではないかと思います。

だから、この意見の中でも少し書いてありますが、あるべき体制、財源というのもそうですし、デザイン教育機関の協力を仰ぐべきということもありましたけれども、誰か助けてくれるという以上に、もっと本当にちゃんと教育の仕方を構築しないと、その場限りで、はい、やりました、やりましたねというところで終わってしまうので、ここは相当な工夫と

現場とのコミュニケーションをお願いしたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員、お願いします。

○高倉委員 私は、農業、農水産と弁理士などの知財専門職の関係について一言コメントを申し上げておきたいのですが、農業関係者の現場の声を聞きますと、弁理士等に求めるのは決して出願代理業務だけではなくて、その取った権利をどのように活用し、どのように国際展開していくか、総合的なアドバイスを求めているケースが非常に多い。一方で、種苗登録出願とか地理的表示のような出願件数、実はそれほど多くなくて、あったとしてもほぼ内製しているとか、特にGIの場合には政府当局の支援があったりして、弁理士の活動する部分、それほど多くない。したがって、弁理士の側のビジネスの観点から見ても、出願代理だけではなくて、その活用や標準化との関係とか国際展開も含めた総合的なアドバイスということをやはり考えておく必要があるだろうと思います。

したがって、今後の弁理士に求められる役割というのは、そういうことができるような自己研鑽を勧めるということと、それから、全部自分でできるわけではありませんので、弁護士とか税理士、あるいは農業に関する普及指導員のような他の専門職の方たちとの連携、人的ネットワークを進めていくということも課題になっているように思いますので、ぜひ「知的財産推進計画2019」においてはそういうことも強調しておいたらいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員。

○林委員 ありがとうございます。

今、高倉委員から御意見いただいた農水についてなのですが、今回の2019に向けた意見でも、日弁連からの意見としては、この農水のところに掲げたような育成者権や和牛の遺伝資源、種苗法などについての意見を出したところでありまして、日弁連弁護士知財ネット合同で農水法務支援チームというのを3年前に立ち上げて、100名を超えるメンバーで出版事業や研修などにも取り組んでいるところですので、今後も弁理士の先生方と御協力して、そういった活動を進めていきたいと思っております。特に、今、そういった法律以外の契約の部分でも、農業面でもデータの活用とかドローンの活用とかいろいろ出てきておりますので、そういったところで、弁護士、弁理士で協力してお手伝いできる部分がこれからもあるのではないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員、お願いします。

○土生委員 弁理士制度と中小企業の関係のところで意見が出たりしていますけれども、地方の弁理士会の支部に呼んでもらって彼らと話をしたりして感じることは、地方の弁理士が中小企業とつき合いながら感じていることと、中央で弁理士制度云々と絡めて中小企

業と弁理士の関係を議論しているところに、結構温度差というか、ギャップがあるような感じがしています。私自身は、ここに挙がっているような機能面の問題よりも、つき合い方であるとか、コミュニティとの関係とか、そういうものがもっと重要なのではないかなと感じていて、うまくまとまっていないですけども、何をお願いしたいかというところ、こういった中小企業に対して弁理士制度がどうあるべきかという議論をするときに、ぜひ地方で日々中小と毎日向き合っている方々のそういう意見をしっかり取り入れて、理屈ばかりで考えないように注意してほしい、いうことを1点お願いしたいなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

浅井委員代理、お願いします。

○浅井委員代理 この地方中小企業、あと知財人材育成の項目の中で、小規模な組織の知財体制の構築について御意見を頂戴しています。小規模な知財体制ですと、広範な職務を1人で担当するなど、大企業とは異なった環境にあります。そして、業務の内容が伝統的な産業財産権や契約からIPランドスケープとかデータとか、そのように広がっていくということで、業務内容、なかなか大変であるといったことがあります。

ただ、同時に、小規模であるがゆえの柔軟性がございまして、先進的な知財活動がそういうところで生じてくると、そういう期待もあると思います。こういった観点から、AIやリーガルテック、こういったものの活用も視野に入れて、小規模な知財体制の構築や人材育成の支援、これをするには意義があるのではないかと思います。

また、この意見全体を拝見いたしまして、制度改正、それにつながっていくような意見もいろいろあると思いますけれども、将来に向けて先進的な産業財産権制度を日本から創出すると。このためには、行政、法曹、学識者、産業界が定常的に情報や課題を共有して研究を深めていくことが必要だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉光委員。

○杉光委員 ありがとうございます。

医療関係の話ですけども、データのところで少し医療データ等があるのですが、既に御案内のように、日本の医療費は、最高額、過去最高になってきていて、医療機器の輸入超過ということがその原因の一つとして挙げられていて、簡単に言えば、手術室にある機械はほとんど全部外国産ですねというような現状があるわけです。そこで、AMED、日本医療研究開発機構などは今一生懸命、国産の医療機器を増やそうとする政策をやろうとしているわけで、なおかつ、それに合わせて日本の医療研究者向けに知財のことをもっと知っていただきたいと。逆に言えば、医療研究して、それを知財として確保せずに単に学会発表しただけであれば日本の利益には全く貢献しなくなってしまうという現状を憂えているわけですけども、そのあたりの医療と知財の問題というのは非常に大きな問題の一つだ

と思うのですが、推進計画で余りそこが取り上げられていないのが、厚生労働省さんも来ていませんし、医療関係者という人多分キヤノンさんのところぐらいかなという感じがあるので、もう少し医療と知財、特に医療機器と知財なんかも推進計画で注目といいますか、考えていただいてもいいのかなと思っています。具体的なところはまた別途お話しさせていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 先ほど、高倉委員からのお話もありましたけれども、我々、出願業務だけではなかなか今は大変。相談業務もしっかりやっという形で、知的財産経営センターをつくって、今そちらに力を入れつつあります。

それから農水関係も、これは今、いろんな日本の農産品、それから和牛、かなり表に出でしまって、これを何とかしなくてはいけないということは喫緊の課題だと思っています。そちらのほうも、農林水産知財対応委員会というのを10年ちょっと前につくりまして、その委員会を中心に、今いろいろ動いています。それから、昨年、農水省さんのGIの審査官に1人、弁理士を入れさせていただいています。また、来期、GI関係の補助金付きの事業をやらせていただきたいということで手を挙げさせていただいていますが、まだこれはこれからです。そちらの方面もいろいろ努力していきたいと考えています。

それから、他士業の方々ともいろいろ協力関係を組まないと、これから、いろいろ多方面の事業、なかなか難しいですので、いろんな他士業の方の情報を取り入れるということで、そのいわば御用聞きのワーキンググループをつくりまして、いろいろな情報を入れて協力体制をつくっていきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。これでよろしいでしょうかね。

長澤委員。

○長澤委員 短いコメントを。最近、交渉などでいろんな方々と話をし、新聞記事を見ると、教育に関して、日本においても知財に関する倫理観のようなものがやや希釈しているのではないかなと思うことが増えてきました。ホールドアップよりホールドアウトのほうが問題だというような発言も最近よく聞かれるように、知財権に対して余り真面目過ぎると他国に抗することができないということもあるのかもしれませんが、我が国は知財権の収入のほうが支出より多い国であることは間違いのないわけです。ですから、他国を啓蒙する状況において、我が国のエンティティなりが倫理観のないことをしてしまうと非常にまずいと思います。例を出すわけではないですけども、商標の大量出願であるとか、他社のブランドを先に出願して権利化した例とか、最近倫理観が希釈化している話題が少し目立つのではないかなと思っています。そういう倫理の一面を教育の中に少し入れていただけるような記載が少しあっていいかと思ったので発言させていただきました。

○渡部座長 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

そうしたら、事務局からコメントいただけますか。

○仁科参事官 皆様、貴重な御意見ありがとうございました。今回、皆様にパブリックコメントでいただいた御意見につきましては、これから各省のほうにも御検討いただいて、各省には「知的財産推進計画2019」に盛り込むべき施策につきましてこれから提出いただくことになっておりますので、私ども事務局と各省庁の間で調整いたしまして、第6回という形で、4月の下旬から5月下旬に開催と申し上げました「知的財産推進計画2019」の素案を御提示するときには、施策として取り上げられるものが盛り込まれるようにしていきたいと思っております。

私が担当しております関係の知財創造教育のところについて、いろいろ御意見いただきましたのでちょっとつけ加えますけれども、宮島委員のおっしゃるとおり、学校の皆様は非常にお忙しくて、さらに追加して何とか教育をやれというのはいわゆる「〇〇教育」と呼んでいるようでして、非常に反発をされます。最初、私どもも知財創造教育で持っていましたときには、「もう間に合っています」と言って返されたこともあるのですが、ただ、幸いにしまして、文科省のほうでも学習指導要領を改訂していただきまして、創造性の涵養というところを前面に出していただいております、その創造性を涵養するに当たって、私どもが行っております知財創造教育みたいなものを、ある意味、ツールの使っただけなのかみたいな御説明をさせていただいたところ、最近では、「間に合っています」みたいな反応はなくなり、お話を聞いてみましょうかという反応になっておりますので、そういった教育関係者の方、学校の先生を含めて我々の取組に共感いただいて、文科省が進めている創造性の涵養というところと一緒に取り組んでいきつつ、うまく浸透させていきたいと思っております。

学校の先生との対話の中で、長澤委員に御指摘いただいた倫理観というところに着目され、道徳の授業とうまく結びつけられるのではないかと思いますをおっしゃっていただいている先生もいらっしゃいまして、そういったところともうまく連携しながらやっていければと思っております。

○渡部座長 各省で何かございますか。

あと、厚労省と何かとかいろいろあるのですけれども、いいですか。

○仁科参事官 厚労省関係のところは、次回、データに関する御議論をいただく際に、ヘルスケア関係に関するデータの議論というのはいろんなところでもされておりますし、今回の会合でも御意見もいただいているところでございますので、厚生労働省の担当の方にもお越しいただいて、取り組み状況を御説明の上、御意見をうかがう時間を設けたいと思っております。

○渡部座長 あとは、近藤委員の言われたOSSの問題ですが、OSSと特許にまたがる横断的な話があります。次回、情報財としてのデータを扱うことになっているのだけれども、そこで扱えるかどうかということですかね。やはりちょっと縦割りの問題というのがあるの

ですが、検討してもらいたいと思います。

これで以上ですね。予定の時間が参りましたのでこれで閉会になりますが、川嶋次長から一言御挨拶いただければと思います。

○川嶋次長 事務局より御挨拶申し上げます。

お忙しい中お集まりいただきまして、まことに恐縮でございます。今回は4回目ということで、次回はデータをやるわけですけれども、全体の流れとしては、第6回目で報告書の素案を出させていただいて、もみ込んでいただくという形になろうかと思えます。

御承知のとおり、この「知的財産推進計画2019」、先生方にもみ込んでいただいた後、最終的には知的財産戦略本部のほうで政府の計画という形に成り立ってまいります。と同時に、それで終わらずに、その他の政府計画、骨太、その他いろいろありますけれども、エッセンスはそこにも盛り込まれていきまして、政府の統一的な政策として、あるいは次々年度の概算要求の基準の土台としてさまざま活用されていくという重要な局面で利用されていくとともに、最近ではますます、政府計画同士に矛盾があってはもともとおかしいのですけれども、官邸のほうで、内閣官房や内閣府の司令塔機能の統一化と洗練化というのを強く求められておる中で、政府として統一的な方策として最終的に成り立っていかねばいかんということで、いろいろさまざまに日程的に、この5月から6月にかけては非常に厳しい状況でございます。そういうわけで、第6回に素案を先生方にもみ込んでいただくということで、求心的な感じで熱心に御議論いただきまして、ぜひ立派な2019案をおつくりいただきたいと、かように考えておりますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後に、次回以降の会合の予定について、お願いします。

○仁科参事官 次回第5回の会合は資料1に記載しております。まだ日付は決まっておられませんけれども、コンテンツ分野との合同開催で、主にデータにつかまして議論していただく予定でございます。第6回につきましても、日程調整、これからさせていただきますので、決まり次第御連絡申し上げます。

また、お手元でございます推進計画の冊子でございますけれども、机の上に置きましてお帰りくださいますようお願いいたします。

○渡部座長 お忙しいところ、大変ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。